

令和3年2月に海難審判所で言い渡された裁決18件が、ホームページに掲載されました(令和3年4月)

区 分	地方海難審判所（函館2、仙台2、横浜1、神戸2、広島6、門司2、長崎1、那覇2） 18件 28隻
海難種類(件)	衝突7、死傷等4、衝突(単)3、乗揚2、施設等損傷2 計18件
関係船舶(隻)	モーターボート6、旅客船4、漁船4、遊漁船3、貨物船2、引船2、台船2、油送船、押船、はしけ、作業船、漁業調査船 各1 計28隻
死 傷 者(人)	死亡2、負傷12 計14人

上記のうち、広島地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

- ① 山口県牛島北西方沖合で、押船列と旅客船とが衝突した事例
西行する押船列と南下する旅客船とが、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近して衝突した
- ② 広島県田島東方沖合で、引船列と遊漁船とが衝突した事例
西行する遊漁船が、引船列を追い越す態勢で接近し、引船に引かれている台船に衝突した

海難防止への インフォメーション

① 押船A(136トン) 被押ししけB(72.00メートル) 旅客船C(9.7トン) 衝突事件

(押船列と旅客船とが、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近して衝突した)

【海難概要】 押船A(136トン、4人乗組)が、その船首部をはしけB(72.00メートル、鋼材コイル978トン積載)の船尾凹部に嵌合して押船列を構成し、牛島北西方沖合を西行中、旅客船C(9.7トン、1人乗組、旅客なし)が同海域を南下中、B船の右舷船首部とC船の船首部とが衝突した

【航法の適用】 * 衝突地点は海上交通安全法の適用海域であるが、同法には本件に適用できる航法規定がないので、一般法である**海上衝突予防法(予防法)**が適用される

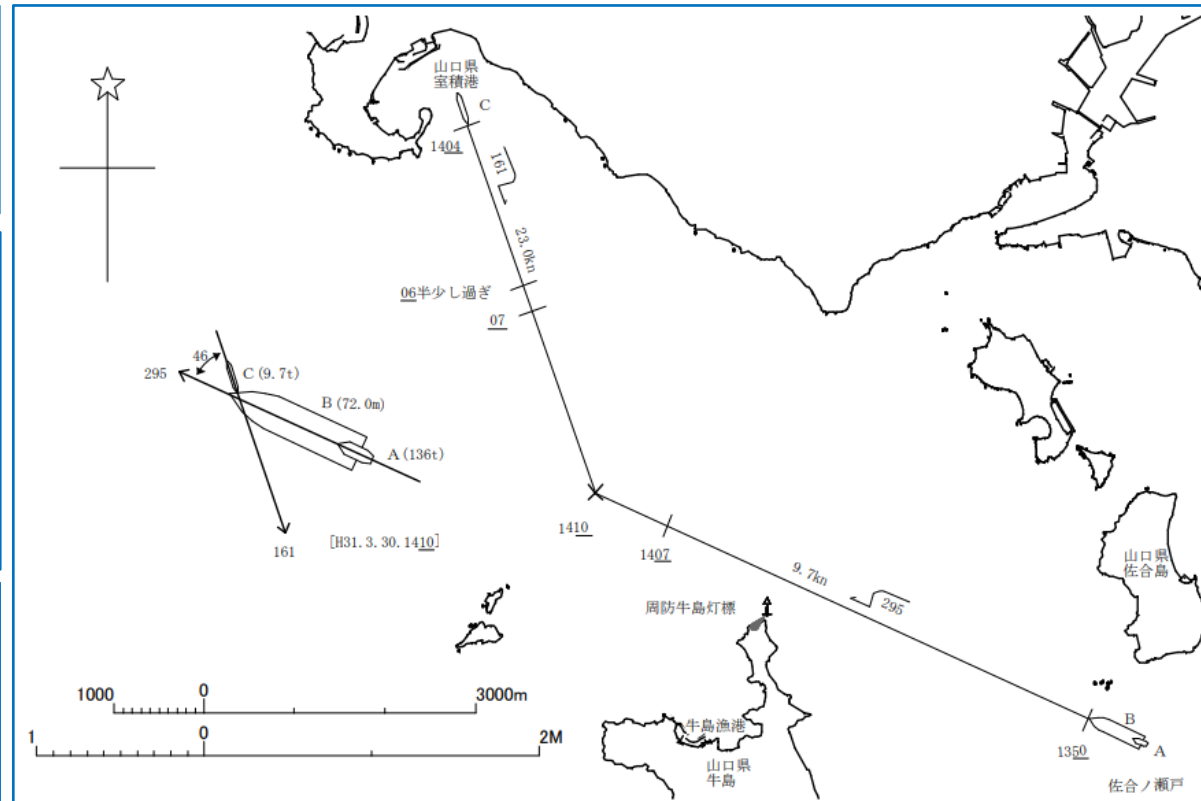
- ・A船押船列及びC船は、ともに航行中の動力船で、互いに視野の内にある状況下、**互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近して衝突した**
- ・予防法第15条の**横切り船の航法**が適用される

《原因》 両船が互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近中、
A船押船列：**見張り不十分**で、前路を左方に横切るC船の進路を避けなかった(主因)

C船：**動静監視不十分**で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった(一因)

《背景》

- ・A船の船長は、レーダーで左舷前方に認めた反航船の動静を見ることに気を取られていた
- ・C船の船長は、A船押船列を視認し、同船押船列が西行中であることを認めていたが、左舷方から接近する同押船列がいずれ自船を避けてくれると思っていた



【発生日時】 平成31年3月30日 14時10分

【発生場所】 山口県牛島北西方沖合

【死傷者】 なし

【損傷等】 A船:なし、B船:右舷船首外板に凹損及び擦過傷、C船:船首部圧壊

【受審人】

- | | | | |
|---------|-------------|---|---------|
| (A船) 船長 | : 四級海技士(航海) | → | 1箇月業務停止 |
| (C船) 船長 | : 小型船舶操縦士 | → | 戒告 |

《懲戒》

海難防止への
インフォメーション

② 引船A(19ト) 引船列 遊漁船C(4.9ト) 衝突事件

(遊漁船が、引船列を追い越す態勢で接近し、引かれている台船に衝突した)

【海難概要】 引船A(19ト、2人乗組)は、非自航鋼製台船B(50.00メートル、鋼材459.8ト積載)を船尾に引き、A船の船尾からBの後端まで75メートルの引船列を構成して田島東方沖合を西行中、遊漁船C(4.9ト、1人乗組、釣り客なし)は、A船引船列を追い越す態勢で西行中、B船の船尾部にC船の船首部が衝突した

【航法の適用】 * 衝突地点は、海上交通安全法第1条第2項の規定による同法適用除外海域であり、一般法である海上衝突予防法(予防法)が適用される

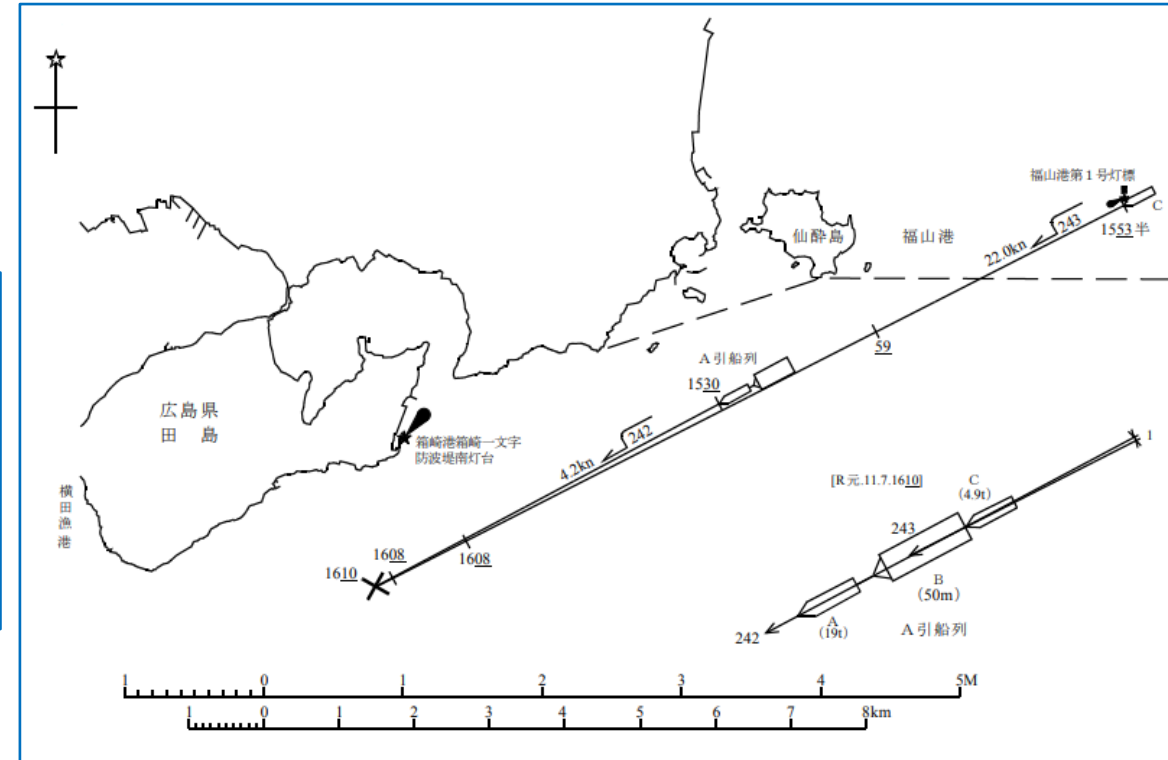
- ・A船引船列及びC船は、互いに視野の内であった
- ・C船がA船引船列を追い越す態勢で接近した
- ・C船が避航義務を、A船引船列が針路及び速力の保持、警告信号、協力動作履行の各義務を果たす時間的、距離的余裕があった
- ・予防法第13条の追越し船の航法が適用される

《原因》 C船が、A船引船列を追い越す態勢で接近中、
C船：居眠り運航の防止措置が不十分で、A船引船列を確実に追い越し、かつ、十分に遠ざかるまでその進路を避けなかった(主因)

A船引船列：動静監視不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった(一因)

《背景》

- ・C船の船長は、釣り客を下船させて帰航中で、眠気を催したが、あと少しで帰港できるので、それまで眠気を我慢できると思った
- ・A船の船長は、C船を認めたが、船尾方から接近するC船がいずれ自船引船列の進路を避けると思っていた



【発生日時】 令和元年11月7日 16時10分

【発生場所】 広島県田島東方沖合

【死傷者】 負傷1人(C船長)

【損傷等】 A船:なし、B船:船尾部外板に擦過傷、C船:船首部に圧壊、のち沈没

【受審人】

(C船) 船長: 小型船舶操縦士 → 1箇月業務停止
(A船) 甲板員: 小型船舶操縦士 → 戒告

《懲戒》